第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同表水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の項中「（第八十六条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同表輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の項中「及び第五十六条第一項」を「並びに第五十六条第一項」に改め、同表動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）の項中「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）」を「動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）」に改める。

別表第二動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施に関する省令の項中「動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施に関する省令」を「動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」に改め、同表動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項中「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」を「動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」に改める。

別表第三飼料の安全性の確保及び品質管理の改善に関する法律の項中「飼料の安全性の確保及び品質管理の改善に関する法律」を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改め、同表森林組合法の項中「第四十六条の三第三項第一号及び」を「第四十六条の三第三項第一号（第九十二条及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第四農業協同組合法の項中「、第五十条の六第二項において準用する会社法第四百三十四条」を削り、同表水産業協同組合法の項中「、第四十条第十一項第二号」を「及び第四十条第十一項第二号」に改め、「及び第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十四条」を削り、同表飼料の安全性の確保及び品質管理の改善に関する法律の項中「飼料の安全性の確保及び品質管理の改善に関する法律」を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改め、同表輸出水産業の振興に関する法律の項中「及び同法第百五条の二第一項」を削り、同表森林組合法の項中「、第六十七条の三第二項において準用する会社法第四百三十四条」を削り、同表動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項中「動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」を「動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十月二十四日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」を「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」に改める。

一　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第四十八条第四項及び第七十八条第二項

二　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第五十条第四項及び第七十八条第二項

附　則

この規則は、公布の日から施行する。